

「ときわの杜論叢」英語教育部編集委員会投稿規定

20251023 国際戦略推進機構専任教員会議承認

- (1) 【投稿資格】投稿年度において横浜国立大学国際戦略推進機構の専任教員、兼任教員および特任教員（以下、「機構教員」という）、機構教員とともに本機構で教育研究活動等に従事する教員、非常勤教員または研究員等である者。なお、編集委員会から依頼する原稿の執筆等に関しては、この限りではない。
 - ① 機構教員が筆頭著者（責任著者）である場合、共著者の所属、人数に制限はない。
 - ② 機構教員と共に教育研究活動等に従事する非常勤教員、研究員等が筆頭著者（責任著者）である場合も、共著者の所属、人数に制限はない。
- (2) 【投稿原稿の内容】横浜国立大学国際戦略推進機構所属の教員の専門領域が多岐にわたるため、投稿内容について制限を付ける。以下の①または②の基準を満たしていない場合は、査読を行わず、他雑誌への掲載を勧めることがある。
 - ① 機構専任教員が筆頭著者（責任著者）である場合、英語や英語教育などのほか、著者の専門分野に関するもの。
 - ② 英語教育部の兼任教員、特任教員、英語教育部の教員とともに本機構で教育研究活動等に従事する教員、非常勤教員、研究員等が筆頭著者（責任著者）である場合、本機構の業務およびそれに関連したものを原則とする。なお、学内外の学会、研究会、研修会で発表した内容でなくてよい。
- (3) 【著作権】投稿が可能な原稿は著作権等を侵害していないものに限る。捏造・改ざん・剽窃・盗用はしてはならない。学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等において、あるいは単行本として既発表の原稿、およびこれらに投稿中の原稿を本紀要に投稿することはできない。ただし、学会発表抄録や科研費などの研究報告書に掲載された原稿についてはその限りではない。
 - ① 掲載された出版物等の出版、翻訳、抄録、複写、デジタル化及びネットワーク上への提供、その他の利活用に係る全ての権利は本機構に帰属し、2次（3次）使用は編集委員会の判断に委ねる。
 - ② 掲載可とされた出版物は、横浜国立大学附属図書館において学術情報リポジトリコンテンツとして公開する。
- (4) 原稿の投稿を希望する者は、執筆要項の諸規定にそって作成した原稿のデータファイルおよび宣誓書を、英語教育部編集委員会に提出する。投稿に際し、筆頭著者（責任著者）の連絡先（メールアドレス）を明示する必要がある。投稿された原稿は随時査読を行う。掲載可となった最終稿は、次の出版機会に刊行する号に掲載する。
- (5) 【掲載の取消し】原稿掲載後、著作権の侵害、捏造・改ざん・剽窃・盗用・二重投稿等の不正が判明した場合、掲載の取り消し等の措置をとることがある。
- (6) 【編集委員会連絡先・原稿投稿先】 YNUEES-journal@ynu.ac.jp